

# 御坊市新庁舎サイン整備業務委託 要求水準書

## 1. 総則

### (1) 要求水準書の位置づけ

本要求水準書（以下「本書」という。）は、御坊市（以下「本市」という。）が、『御坊市新庁舎サイン整備業務委託（以下「本事業」という。）』の実施にあたり、本市が事業者提案を求めるサイン整備について、設計・施工に係る機能・性能等の必要な水準を規定するものである。御坊市新庁舎サイン整備業務委託公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）参加者は、本書の定めに準じて、本市が求めるサイン整備に関する提案を行うこととする。

なお、受注者の提案内容における水準が本書に示された水準を上回る場合は、当該提案内容における水準を本事業の要求水準として、優先的に適用するものとする。

### (2) サイン計画の位置づけ

サイン計画（サインキープラン（案）・サインアイテムリスト（案））は、御坊市新庁舎等建設実施設計における基本的な要件を整理したうえで、本市に望ましい新庁舎のサインを検討し、サインのあり方を示したものである。

したがって、本プロポーザルの提案に際しては、サイン計画に示す内容・機能・性能条件等は遵守し、形状や寸法、仕様、数量等は基本として、改善提案を行うものとする。なお、本事業実施にあたっては、本市が定めたサイン計画の記載内容を基本として、提案があった内容をもとに、受注者と本市が協議のうえ新庁舎のサインを決定するものとする。

### (3) 本書等の変更に関する事項

本市は、工事期間中に次の事由により本書等の見直し、その変更を行うことができる。

- ・法令等の改正により、本事業内容の変更が必要なとき。
- ・災害、事故等により、本事業内容の変更が必要なとき。
- ・本市の止むを得ない事由により、本事業内容の変更が必要なとき。
- ・その他、止むを得ない事由により、本事業内容の変更が必要と認められるとき。

本書等の見直しにあたり、本市は事前に受注者に通知する。また、見直しに伴い本書等を変更するときは、そのために必要な契約変更の協議を行う。

### (4) 本事業スケジュール（予定）

本事業のスケジュール（予定）は、次のとおりである。

サイン設計（※）・サイン施工 令和5年1月～令和6年3月

※サイン設計は改善提案を意味するものとする。

上記の期間に、サイン設計・サイン施工各段階の検査・引き渡しが完了するようスケジュールを設定すること。なお、新庁舎の開庁時に必要なサインについては、開庁時までには施工を行うこと。ただし、現在行っている御坊市新庁舎等建設事業の進捗により期間が変更とな

る場合がある。

(参考) 新庁舎等建設事業のスケジュール (予定)

新庁舎等建設実施設計・施工	令和2年9月	～	令和5年10月
家具・備品設置・引越し	令和5年11月	～	令和5年12月
開庁日	令和6年1月		
現本庁舎解体	令和6年1月	～	令和6年9月
外構(駐車場等)整備	令和6年10月	～	令和7年3月(予定)

## (5) 適用法令および適用基準

本事業の実施にあたっては、設計・施工等の各業務の提案内容に応じて関係法令等を遵守するとともに、国等が定める各種基準、指針等について、本事業の要求水準と照らし合わせて、適宜参考にすること。適用法令および適用基準は、設計・施工等の各業務の開始時に最新のものを採用すること。なお、本事業に関して特に留意すべき関係法令や条例等は次のとおり。

### ① 法令等

- ・建築基準法
- ・都市計画法
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)
- ・消防法
- ・駐車場法
- ・下水道法
- ・水道法
- ・水質汚濁防止法
- ・大気汚染防止法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・土壌汚染対策法
- ・文化財保護法
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・電気事業法
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・官公庁施設の建設等に関する法律
- ・公共工事の品質確保の促進に関する法律
- ・公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律
- ・建築士法
- ・建設業法
- ・地方自治法

- ・警備業法
- ・労働基準法
- ・労働安全衛生法
- ・労働安全衛生規則
- ・事務所衛生基準規則
- ・石綿障害予防規則
- ・個人情報保護に関する法律
- ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ・屋外広告物法
- ・道路運送法
- ・会社法
- ・電波法
- ・健康増進法
- ・航空法
- ・災害対策基本法
- ・その他関連する法令等
- ② 和歌山県・御坊市条例等
  - ・和歌山県建築基準法施行条例
  - ・和歌山県建築基準法施行細則
  - ・和歌山県福祉のまちづくり条例
  - ・御坊市火災予防条例
  - ・御坊市火災予防規則
  - ・第5次御坊市総合計画
  - ・御坊市都市計画マスタープラン
  - ・その他例規等
- ③ その他、本事業の遂行に関連する基準・指針等

## 2. 本事業の履行期間・対象施設等

### (1) 事業名称

御坊市新庁舎サイン整備業務委託

### (2) 履行期間

契約締結の翌日から令和6年3月29日まで

※ただし、建物竣工検査に必要なものは新庁舎等建設施工者（以下「施工者」とする。）

と協議のうえ、令和5年10月31日までに設置するものとし、新庁舎の業務開始まで

に必要なものは開庁日までに設置するものとする。なお、新庁舎の業務開始後に必要となったサインは、令和6年3月29日までに設置するものとする。

### (3) 施設概要

- ① 所在地 和歌山県御坊市菌350番地
- ② 敷地面積 9,711.08㎡（北駐車場は含まない。）
- ③ 構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）（免震構造）
- ④ 階数 地上6階（PH階を含む。）
- ⑤ 延床面積 7724.48㎡（庁舎本体）

### (4) 支払い条件等

本事業は、令和4年度から令和5年度までの継続事業とし、支払いは、原則、年度毎に業務完了後に支払うものとする。

ただし、前払金及び部分払金の支払いについては、契約時に市と協議して定めることとする。

## 3. サイン整備に係る要求水準

### (1) サイン設計業務

敷地内及び建物内における来庁者や車両等の動線計画を検討し、ユニバーサルデザインに配慮しながら、新庁舎のサインを統一的に整備するための計画を検討し、各サインの設計業務を実施する。なお、本市が委託する「オフィス環境整備業務」において、サインキープラン（案）・サインアイテムリスト（案）を作成しており、この成果品の確認を行い、改善提案を行うこと。

なお、改善提案の実施については、本市及び新庁舎等建設実施設計者と十分に協議し実施するものとする。また、別紙「施設運営上の課題への対応」に対する提案を反映すること。

※屋外サインについても専門的な知見からアドバイスを行うこと。

### (2) サイン施工業務

上記（1）により設計したサインの製作及び設置を行う。

なお、外構サインについては、別途、外構工事での発注を予定しており、本業務による製作及び設置は行わないものとする。

※業務範囲 サインキープラン（案）の範囲とする。

### (3) その他

上記の業務内容に附帯し、次の業務を行うこと。

- ① 受注者は、サイン設計業務・サイン施工業務を通じ、本市監督職員の指示に従い円滑に業務を遂行すること。

管理技術者を選任し、業務の進捗管理等の調整等を実施すること。管理技術者は本業務

の趣旨および内容を十分に理解し、受注者の責任者として適正に本業務を遂行すること。

なお、本プロポーザルにおいて提案のあった管理技術者以下の担当者は、本事業の完了・引き渡しまでの間、病休・死亡・退職等の特別な事情があり、やむを得ないとして本市が認める場合を除き、変更を認めない。ただし、やむを得ず技術提案書に記載した者を選任できない場合は、その者と同等の能力を有すると本市が認める者を選任すること。

- ② 代表するサインアイテムの縮小サンプル（A3判程度）、製作図面を作成し、本市の承認を得ること。
- ③ 業務の実施にあたり、次のような観点で検討及び提案をすること
  - ア 適正な表記内容
  - イ 色
  - ウ 現場実測調査に基づく寸法
  - エ 建築業者との連携による設置方法
  - オ 設置後の維持管理に配慮した材質・内容
  - カ 点字サインが有効と思われる箇所
- ④ 建築工事期間中（建物引き渡し前）に行う業務については、施工者の要請に基づき必要とされる書類の作成・提出等を行うこと。
- ⑤ 窓口カウンター等の備品に附帯するサインは、各納入業者とその取り合いや設置方法等について十分な調整を行い、設置すること。
- ⑥ 業務完了後における本市の立会確認・検査に対応すること。
- ⑦ 設置後における維持管理の手順書を作成し提出すること。
- ⑧ 上記のほか、業務範囲内におけるサインの計画、設計、製作、設置に関する必要事項は、本書に明記されていないものについても完全に対応すること。
- ⑨ 受注者は、設計に先がけて法令調査を実施し、設計段階で必要となる行政手続き等を抽出し、申請工程と合わせて手続きの進め方等について本市に報告し、協議すること。

#### （４）業務遂行上の留意点

- ① サイン設計業務（計画検討を含む）
  - ア 別途業務委託の成果品であるサインキープラン（案）・サインアイテムリスト（案）を基本に本業務を行うが、受注者の提案を踏まえて、本市・受注者の協議のうえ、数量や内容を変更するものとする。原則としてそれによる契約金額の増減は行わないものとする。（開庁後、追加変更を要するものを含む。）
  - イ 見やすさ、わかりやすさ、連続性という観点で、サインキープラン（案）・サインアイテムリスト（案）の見直しを行い、設置位置や内容、数量の変更案を積極的に提案すること。
  - ウ サインは、新庁舎の意匠に大きく影響することから、実施設計者の設計意図を十分に把握し反映すること。
- ② サイン施工業務
  - ア 本業務は、新庁舎の建築・外構工事部分を除くすべてのサインの製作及び設置を行うものである。（開庁後、追加変更を要するものを含む。）

- イ 新庁舎の建築工事等の進捗に併せて、効率的に施工することができるよう部材の選定、設置方法、設置工程に配慮すること。
- ウ 設置時の安全はもとより、設置後の安全に万全を期すこと。
- エ 設置後の耐久性、デザイン面の更新など、維持管理が容易に行うことができるように配慮すること。デザイン面の更新については、「市職員が自前で印刷し修正が可能であること」、「市内業者に外注可能なこと」、「頻繁に修正を必要とする箇所の部分貼り替えが可能なこと」などに配慮することを想定している。
- オ 設置に伴う下地工事等の必要が生じた場合、施工者が行うものを除き、その経費は受注者の負担とする。なお、施工にあたっては、施工者、監理者と協議のうえ、施工時期や方法等を決定するものとする。
- カ 製作前にカラー出力の原寸原稿（紙）によって視認性を確認し、本市の承認を受けること。また、設置箇所は現場実測を実施し確実に設置できるよう調整すること。
- キ 現場の収まり、取合等の関係で仕様書によることが困難又は不都合が有る場合は、本市、受注者で協議すること。なお、軽微な寸法・位置等の変更を必要とする場合は、本市・受注者が協議のうえ対応するものとし、原則それに関する契約金額の増減は行わないものとする。

### ③ 作業条件

- ア 資材等の一時保管場所が必要な場合は、本市及び施工者と事前に調整すること。
- イ 搬出・搬入作業にあたっては、車両の駐車位置・経路・時間帯・建物内のエレベーターの使用時間など、事前に本市及び施工者と協議すること。
- ウ 作業時間は、原則平日 8 時 30 分から 17 時 15 分までの間とする。ただし、やむを得ずこれ以外の時間に作業する場合は、本市と協議の上、近隣住民に配慮した計画とすること。
- エ 本業務と並行し、新庁舎内では、各種工事や移転業務を実施する予定であるため、搬入計画作成から搬入・設置までの全ての段階において業者間での調整を必要に応じて実施し、円滑な作業進捗に協力すること。
- オ 養生は、別途発注する移転業務の受注者が、建物引渡後に設置するものを使用することが出来る。ただし、搬入・設置に際して必要が生じる部分等については、受注者の責任において養生すること。万一建物、設備等に損害を与えた場合は、受注者の責任において原状に復するものとする。

### ④ CMRの係わり

本市は、御坊市新庁舎等建設事業の実施設計・施工マネジメント業務を、明豊ファシリティワークス株式会社（以下「CMR」という。）に委託している。CMRから受注者に対して、本市からの指示や依頼等が伝達された場合は、これを本市によるものとして対応すること。

## (5) 提出物

- ① 製作図面・色校・作業報告書 各 2 部
- ② 製作図面の電子データ（DVD等の媒体を想定。ファイル形式は別途協議） 2 部

- ③ その他本市・受注者が協議のうえ、本市が求める資料 一式

#### (6) その他

- ① 本業務の履行にあたっては、契約締結後速やかに、業務工程表、業務担当者名簿などを含む業務計画書を作成し、本市に提出し、承認を受けること。
- ② プロポーザル方式で特定された技術提案の内容については、本市と受注者が協議のうえ、本書に反映するものとする。
- ③ 本書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本市と受注者が協議のうえ、業務を遂行するものとする。

#### (7) 別紙資料

- ① サインキープラン (案)
- ② サインアイテムリスト (案)